

**「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の  
運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について**

平成25年7月5日  
総務省総合通信基盤局

# 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

## 1 制定の経緯

- 平成12年11月、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備を促進するため、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において「線路敷設の円滑化について」(基本方針)をとりまとめ。
- これを受け、総務省、経済産業省及び国土交通省において協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(総務省告示)を施行。

## 2 目的

- 認定電気通信事業者(注)による光ファイバ網の整備等のため、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者(以下「設備保有者」という。)が保有する電柱・管路等の既存のネットワーク空間の提供に係る制度を整備。

(注)電気通信事業法に基づき、他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として総務大臣の認定を受けた者。以下「事業者」という。

## 3 主な内容

- 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)、標準的な取扱方法(貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等)等、設備保有者及び事業者が遵守すべき事項について規定。

## 4 その他

- ガイドラインについては「設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて毎年4月1日に見直しを行う」(ガイドライン附則)(過去5回改正)。  
(参考)電柱への共架に関する「一束化」に関する規定の追加(2002)、支線の共用等に関する規定の追加(2003)、使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加(2004)、効率性の原則等の規定の追加(2007)、対象設備として鉄塔等の追加(2010)。
- 設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び事業者に対して実態調査を実施。

# 平成24年度における電柱・管路等の貸与実績に関する実態調査(概要)

## 1 実施時期等

平成24年11月から平成25年2月までの間、電柱・管路等の貸し手(設備保有者)及び借り手(事業者)に対し、アンケートを実施。

## 2 アンケートの内容

### (1) 貸し手(設備保有者)

#### ① 対象者

- ・電気通信事業者:自ら電柱・管路等を保有する主要事業者(7事業者)
- ・電気事業者 :一般電気事業者(10事業者)
- ・鉄道事業者 :JRグループ(7事業者)、日本民営鉄道協会(16事業者)

#### ② 調査内容(対象期間:平成24年1月1日～平成24年12月31日)

- ・貸与件数
- ・事業者からの調査申請及び利用申請への対応状況
- ・貸与を拒否した件数の理由別内訳

### (2) 借り手(事業者)

#### ① 対象者

- ・認定電気通信事業者

#### ② 調査内容(対象期間:平成24年1月1日～平成24年12月31日)

- ・設備保有者に対する調査申請及び利用申請状況、設備の提供を受けた実績

# 実態調査の結果（1）

## 1 電柱の貸与状況

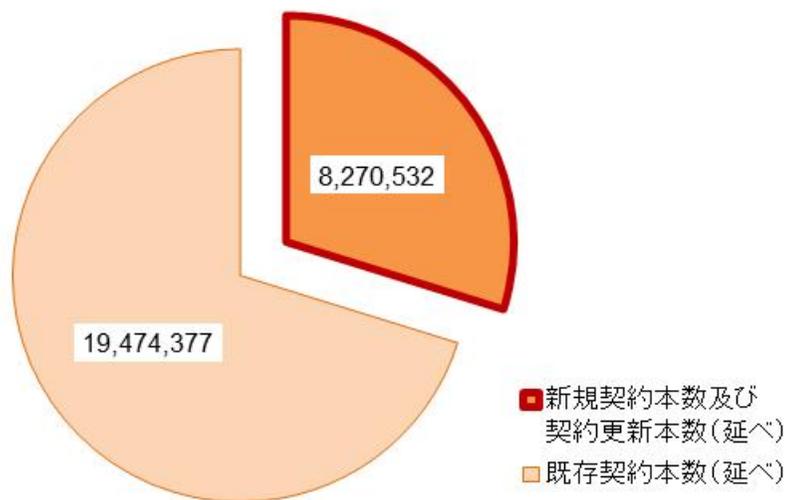
(1) 設備保有者の電柱総本数約3,358万本のうち、約2,774万本（延べ）が貸与中（平成24年12月末現在）。前年より約33万本の増。このうち、約827万本が平成24年中に新規契約（約130万本）又は契約更新（約697万本）されて貸与された本数。

(2) 平成24年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った電柱の利用可否の調査申請（注1）件数は56万430件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は1,886件（全体の0.3%）となっており、前年（0.3%）と比較し、同水準となっている。

なお、通常、事業者は上記調査申請の結果を踏まえ、利用申請を行い、設備保有者と契約を締結している。

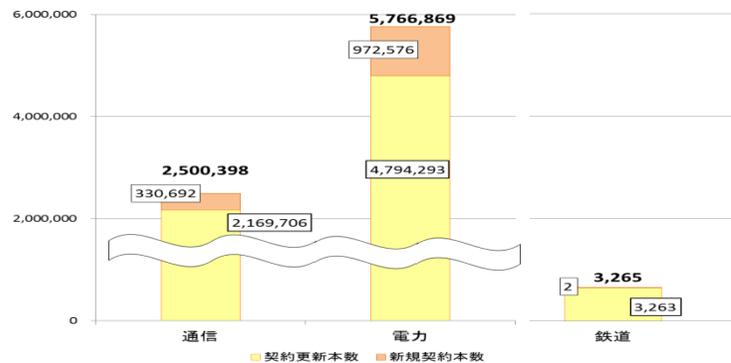
注1 認定電気通信事業者が設備保有者に対し、電柱、管路等又は鉄塔が利用可能であるか否かの調査を依頼するもの（以下同じ。）。注2 集計に当たって、東北電力の数値については、東日本大震災で津波被害を受けた地域（岩手、宮城、福島各県の一部）のデータを除外している。

### 【貸与本数】

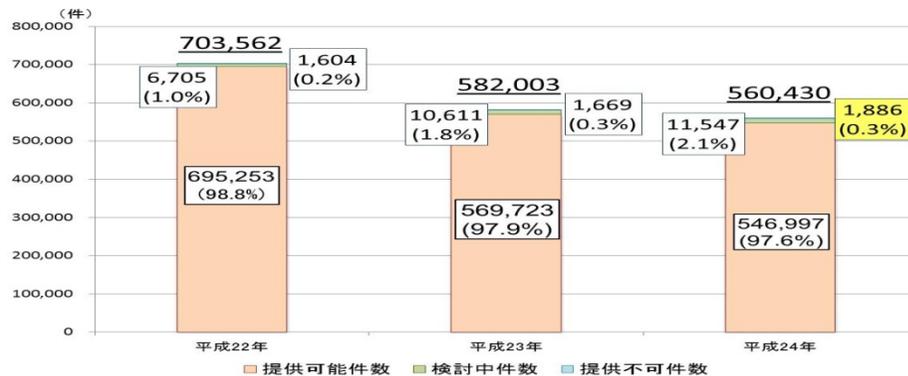


合計: 27,744,909本

### 【新規契約本数・契約更新本数の内訳(設備保有者別)】



### 【調査申請への対応状況】



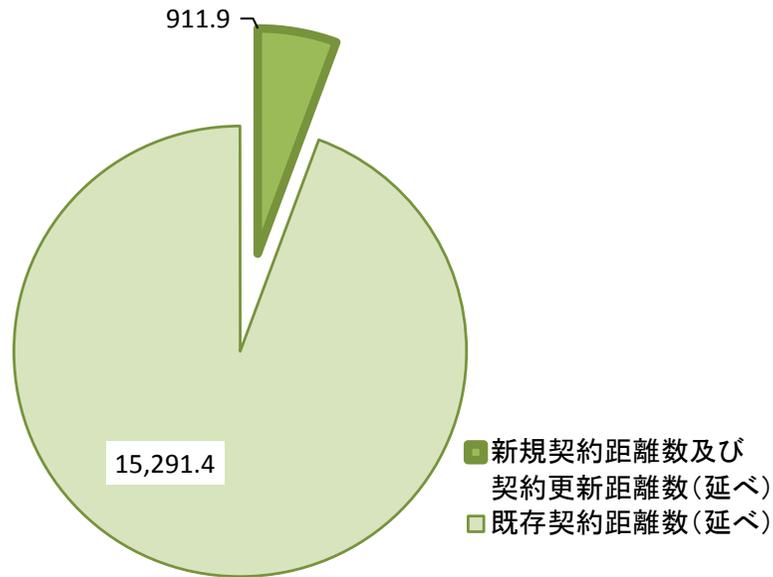
# 実態調査の結果（2）

## 2 管路等(とう道・ずい道を含む)の貸与状況

- (1) 設備保有者の管路等のうち、約16,203km(延べ)が貸与中(平成24年12月末現在)。前年より約1,621kmの増。このうち912kmが平成24年中に新規契約(約275km)又は契約更新(約637km)されて貸与された距離数。
- (2) 平成24年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った管路等の利用可否の調査申請件数は1,503件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は83件(全体の5.5%)となっており、前年(5.5%)と比較し、同水準となっている。

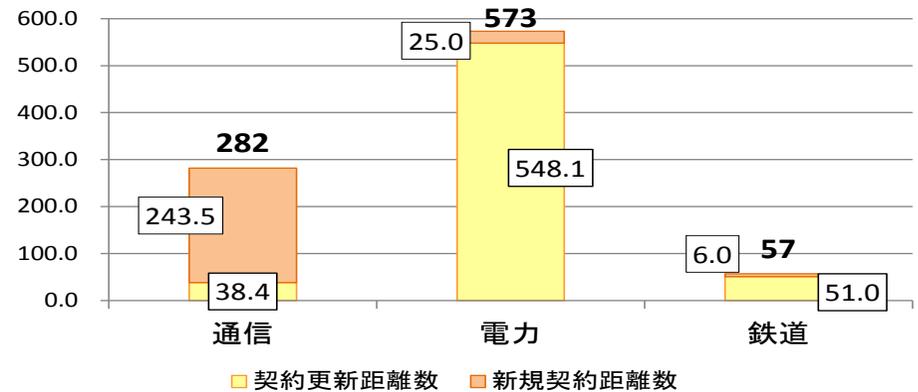
注 集計に当たって、東北電力の数値については、東日本大震災で津波被害を受けた地域(岩手、宮城、福島各県の一部)のデータを除外している。

【貸与距離数】

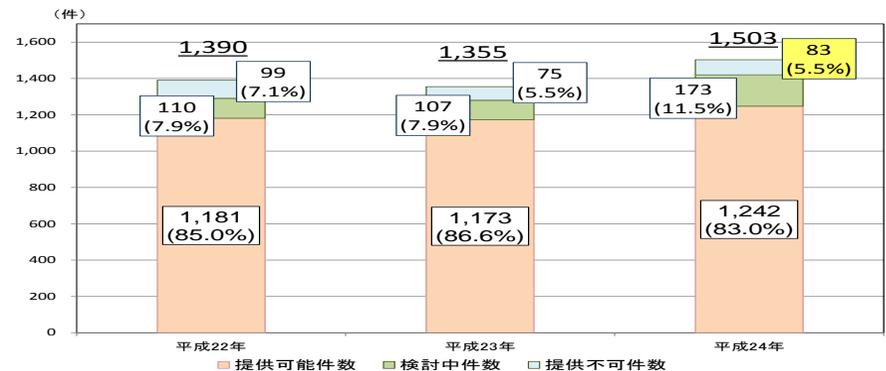


合計: 16,203km

【新規契約距離数・契約更新距離数の内訳(設備保有者別)】



【調査申請への対応状況】

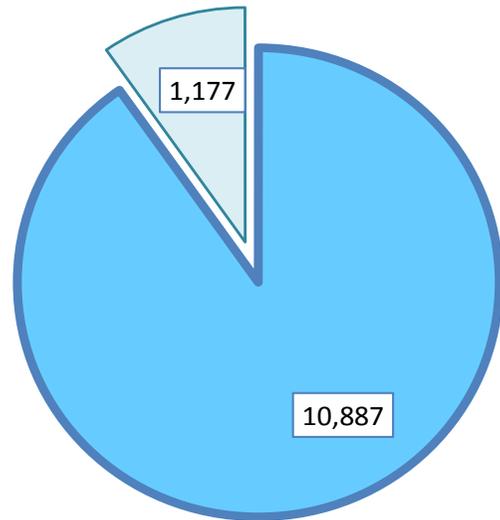


# 実態調査の結果（3）

## 3 鉄塔の貸与状況

- (1) 設備保有者の鉄塔総本数91,048本のうち、12,064本（延べ）が貸与中（平成24年12月末現在）。前年より503本の増。このうち10,887本が平成24年中に新規契約（315本）又は契約更新（10,572本）されて貸与された本数。
- (2) 平成24年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った鉄塔の利用可否の調査申請件数は560件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は24件（全体の4.3%）となっており、前年（7.7%）と比較し、減少している。

【貸与本数】



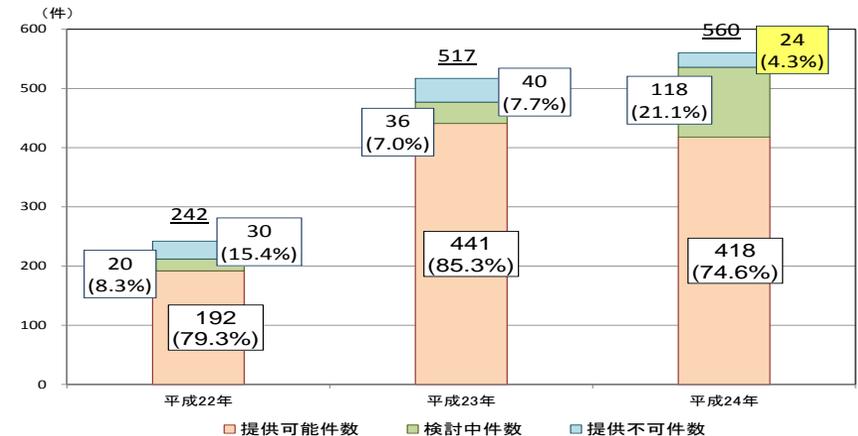
- 新規契約本数及び契約更新本数(延べ)
- 既存契約本数(延べ)

合計: 12,064本

【新規契約本数・契約更新本数の内訳】



【調査申請への対応状況】



# 実態調査の結果（４）

## 4. 調査申請において提供不可とされた回答の事由別内訳

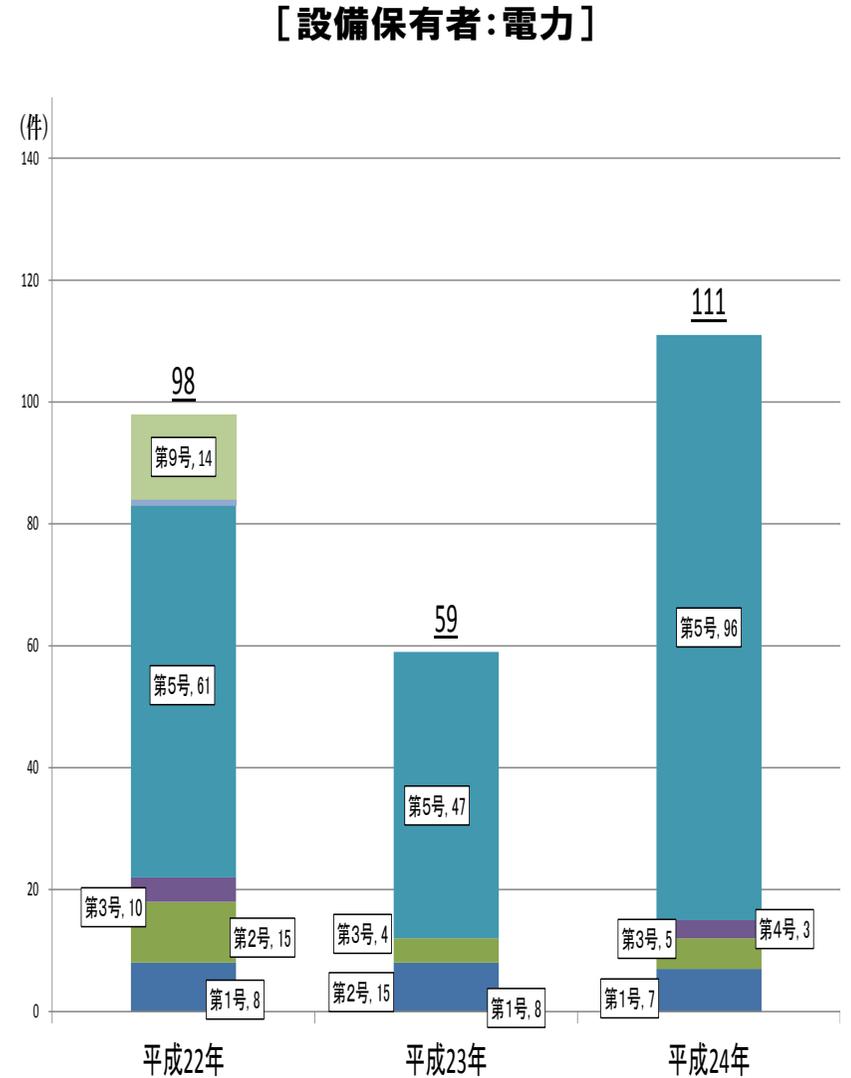
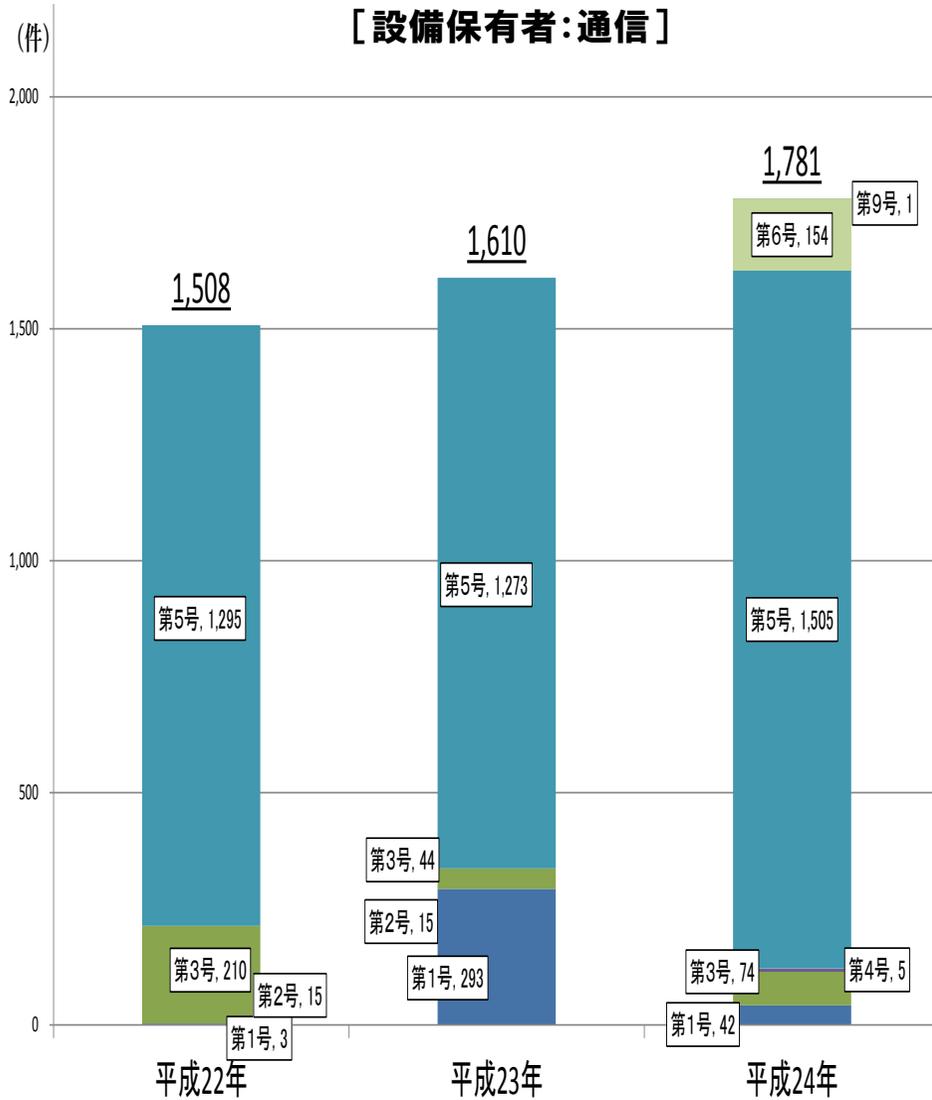


提供不可事由 (ガイドライン第 3条第1項)	電柱			管路等			鉄塔	合計
	通信	電力	鉄道	通信	電力	鉄道	通信	
第1号 (設備に空きが無い 場合)	42件 (293件)	7件 (8件)	— (—)	21件 (16件)	46件 (41件)	— (—)	5件 (32件)	121件 (390件)
第2号 (設備所有者が使用 する予定がある 場合)	— (—)	— (—)	— (—)	— (4件)	15件 (5件)	— (—)	7件 (6件)	22件 (15件)
第3号 (設備の改修移転 の計画がある場合)	74件 (44件)	5件 (4件)	— (—)	1件 (—)	1件 (2件)	— (—)	2件 (—)	83件 (50件)
第4号 (電柱の地中化計 画がある場合)	5件 (—)	3件 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	8件 (0件)
第5号 (技術基準に適合し ない場合等)	1505件 (1273件)	96件 (47件)	— (—)	1件 (3件)	1件 (—)	— (—)	2件 (—)	1605件 (1323件)
第6号 (過去に使用条件に 係る契約不履行等 があった場合)	154件 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	154件 (0件)
第7号 (関係法令に適合し ない場合等)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (1件)	— (—)	— (—)	0件 (1件)
第8号 (第6号以外に過去 の契約不履行等が あった場合)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0件 (—)
第9号 (公益事業の遂行に 支障がある場合)	1件 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1件 (3件)	— (—)	10件 (2件)	12件 (5件)
合計	1781件 (1610件)	111件 (59件)	0件 (0件)	23件 (23件)	64件 (52件)	0件 (0件)	26件 (40件)	2005件 (1784件)

(平成24年1月～平成24年12月(括弧内は平成23年1月～平成23年12月)までの実績値)

# 実態調査の結果（5）

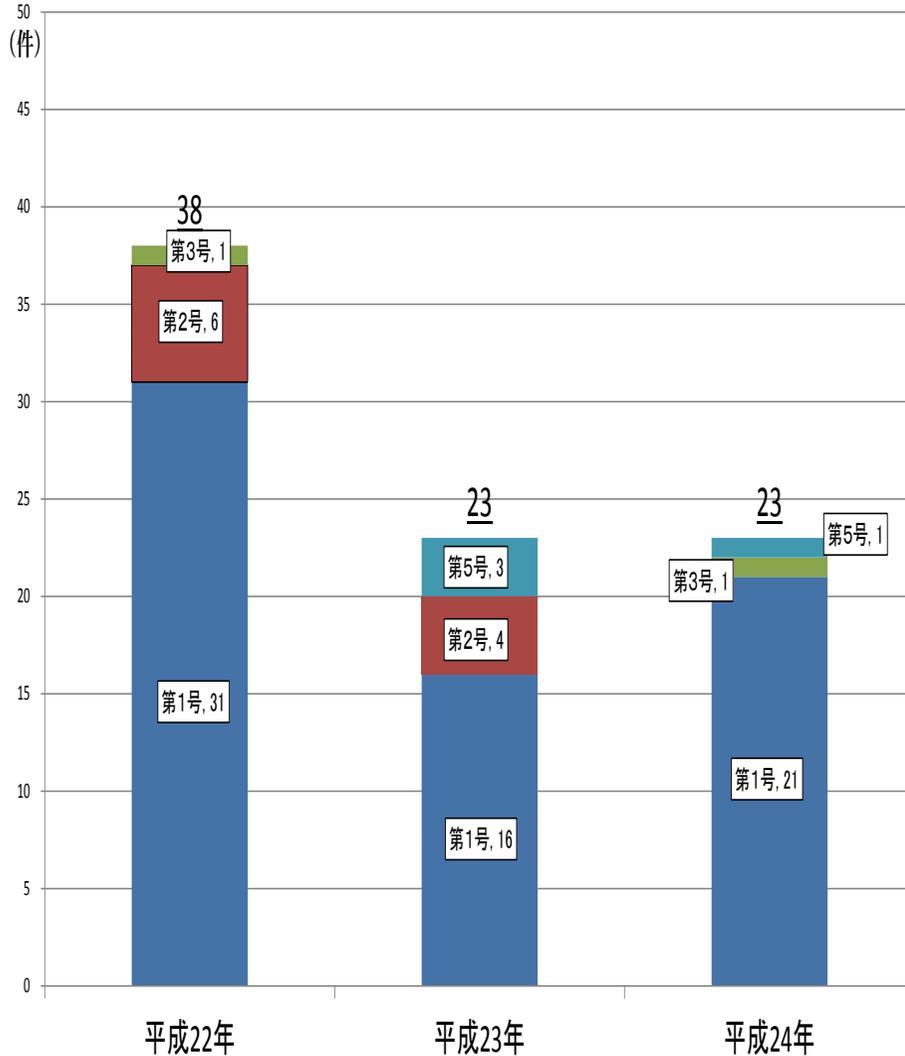
## （設備別内訳：電柱）



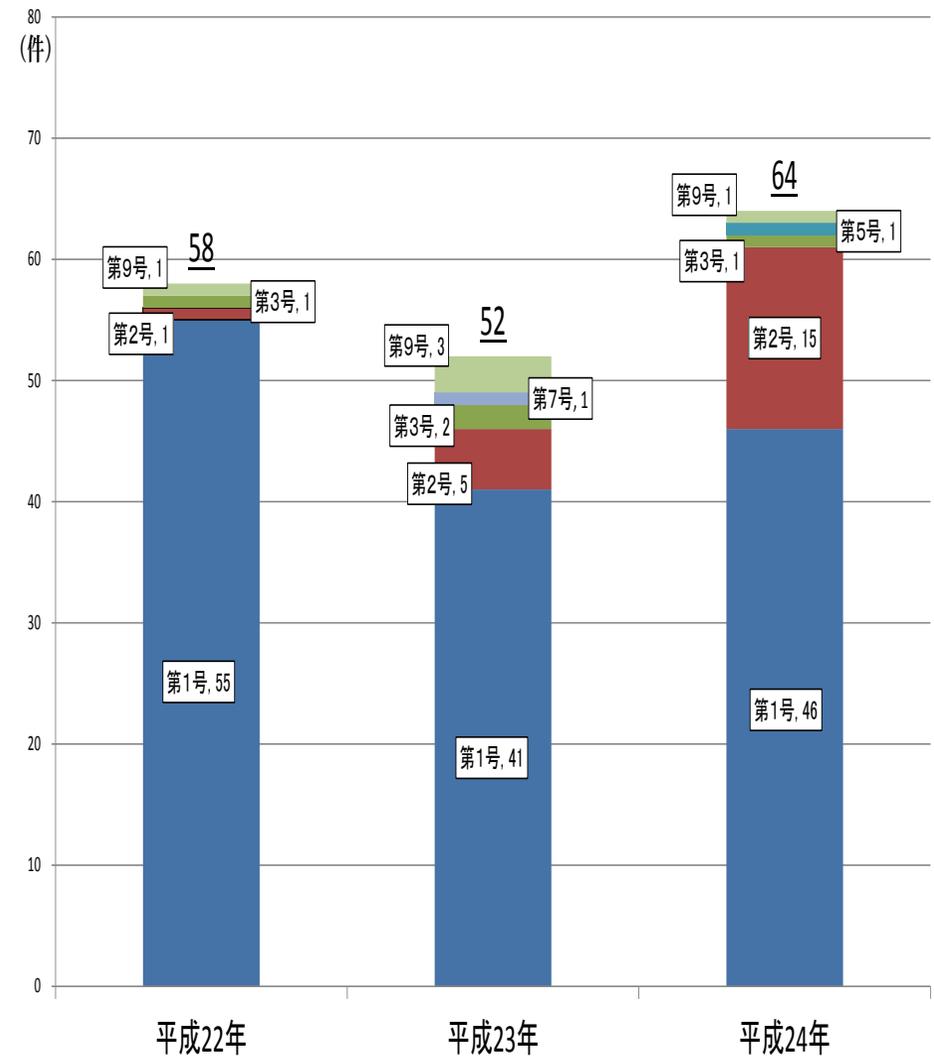
# 実態調査の結果（6）

## （設備別内訳：管路等）

[設備保有者：通信]



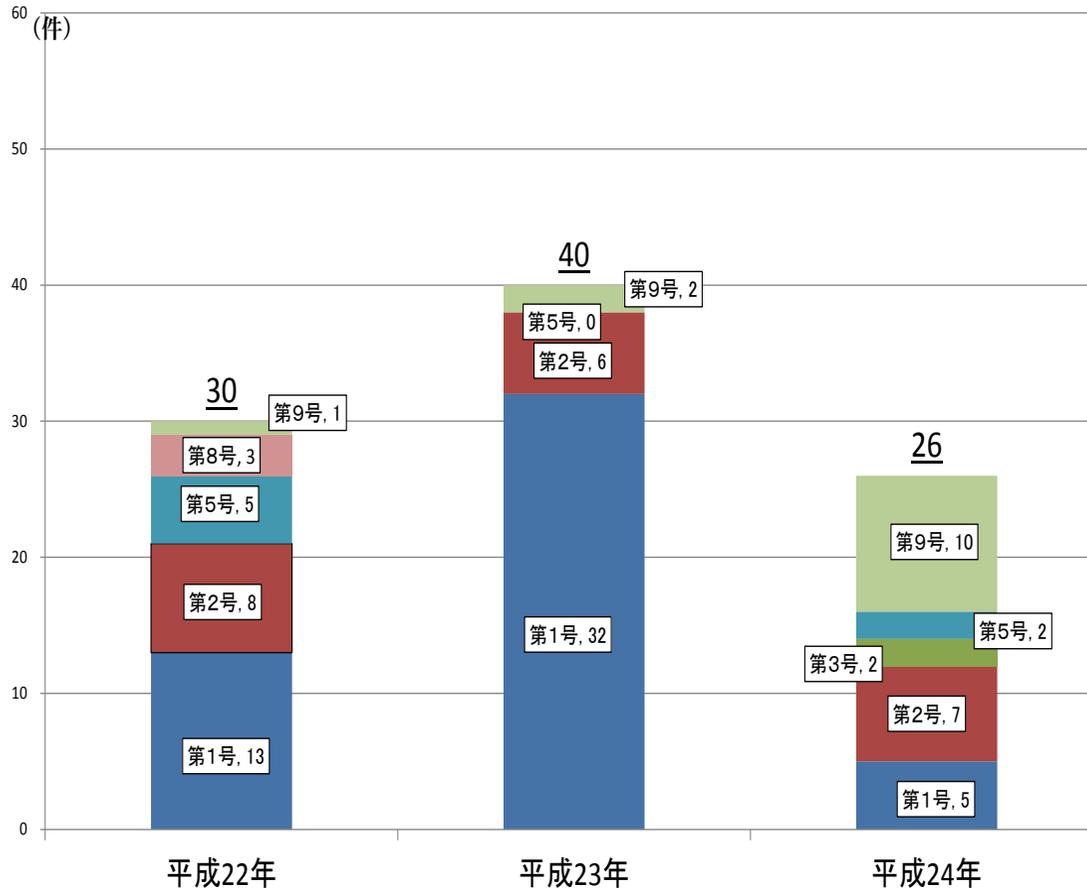
[設備保有者：電力]



# 実態調査の結果（7）

## （設備別内訳：鉄塔）

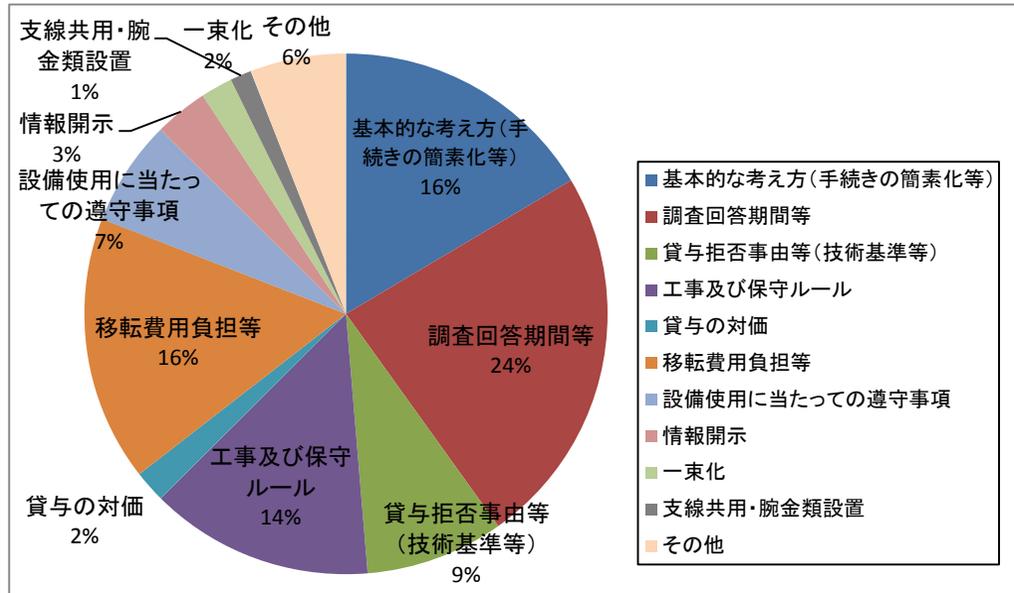
〔設備保有者：通信〕



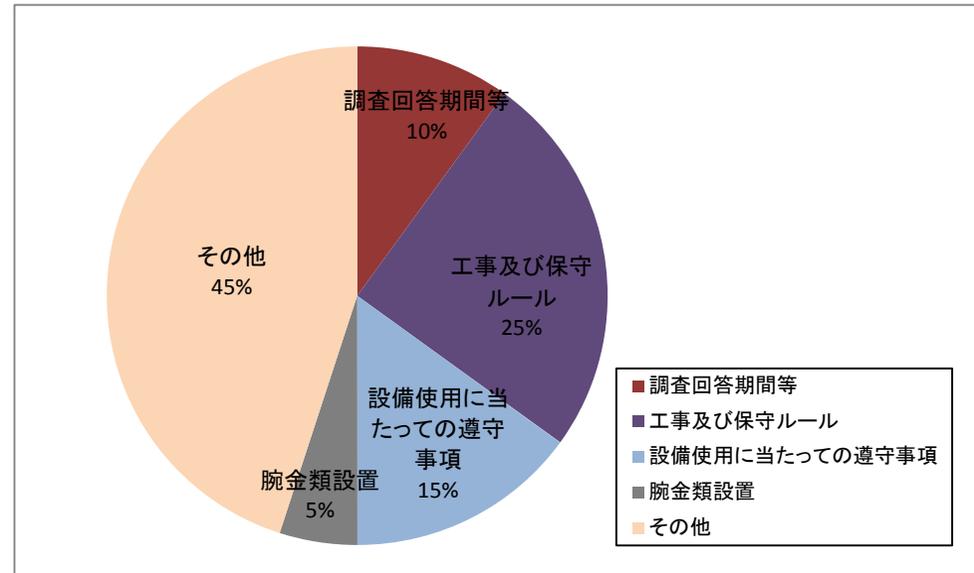
# 実態調査の結果（8）

## 5 主な意見等（78者169件）

【事業者からの意見(借り手側)】(149件)



【設備保有者からの意見(貸し手側)】(20件)



# (1) 事業者からの意見

意見の概要	総務省の考え方
<p><b>基本的な考え方(手続の簡素化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>申請添付書類を簡略化すべきとする意見。</li><li>申請書式等を統一化すべきとする意見。</li></ul> <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>設備保有者は、事業者に電柱・管路等を提供するに当たり、区間又は場所の空き状況や事業者の設置しようとしている伝送路設備の技術基準への適合性等に照らし、貸与が可能かどうかを判断するための必要書類の提出を事業者に求める。その際、ガイドライン第1条第4項第4号に掲げる効率性の原則にのっとり、電柱添架のWEB申請のシステム化をはじめ、手続の簡素化及び効率化の取組がなされてきていると認識。</p> <p>その一方で、申請書類のより一層の簡略化・統一化を図るべきとの事業者からの意見に関し、実際に事業者にどのような具体的な問題が生じているのか、現在の設備保有者の効率化の取組で不十分なのかといった点について、今後さらにアンケートやヒアリングを通じて実態把握に努めていく必要がある。</p>
<p><b>調査回答期間等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>添架・共架申請回答をできる限り早く通知すべきとする意見。</li><li>小規模申請時と通常申請時の2種類の期間とすべきとする意見。</li></ul> <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>ガイドライン第2条第1項中の「原則として2箇月以内に提供の可否を回答」という規定に対応し、設備保有者のほとんどが自ら定め事業者に提示している標準実施要領において、調査回答期間を2箇月以内と定めており、特に電柱の貸与については当該期間を1箇月以内としている場合も見られる。</p> <p>今後、ガイドラインや各社の標準実施要領に沿った調査回答の実施状況や、標準実施要領で調査回答期間を定めていない設備保有者の当該期間の実態把握に努めていく必要がある。</p>
<p><b>貸与拒否事由等(技術基準)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>離隔基準(電力保安設備と電気通信設備との違い)を明確化すべきとの意見。</li><li>添架申請における拒否事由についても柔軟に対応すべきとの意見。</li><li>NTT電柱の技術基準等を電力柱と同様にすべきとの意見。</li></ul> <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>離隔距離や電柱強度をはじめとする技術基準は、電柱・管路等の設置目的や関係法令、設置場所の地理的な要因等を踏まえ、設備保有者ごとに標準実施要領等において明らかにされている。その中で、安全確保の観点から、設備保有者の事業の特性に応じ、電気通信事業者用、電気事業用、鉄道用の別々の基準があることはやむを得ず、これらの基準の共通化は困難と認識。</p> <p>なお、こうした技術基準の特性と当事者間の個別事情があることを十分に勘案しつつ、設備保有者の提供不可事由として「技術基準に適合しない場合等」が多数挙げられている理由を分析していく必要がある。</p>
<p><b>移転費用負担等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>設備移転に関して事前予告をすべきとの意見。</li><li>移設理由や移設原因者を明確にすべきとの意見。</li><li>事業者設備の移設費用を設備保有者が負担すべきとする意見。</li><li>移転費用について具体的な内訳等も示すべきとの意見。</li></ul> <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>設備移転時の事前予告及び移転費用の取扱いについては、ガイドライン第7条において、「設備の提供にかかる契約において明示」する旨規定しているところ。設備保有者が定める標準実施要領においても設備の移転時に関する規定が設けられているが、具体的な通知方法及び移転費用については、これら標準実施要項の規定も踏まえつつ、契約上の問題として当事者間で協議することが適切と考える。</p> <p>なお、一般的には事前の通知については、遺漏無く、早期に行われることが望ましい。</p>

## (2) 設備保有者からの意見

意見の概要	総務省の考え方
<p><b>工事及び保守ルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者がおこなう工事完了届に対する提出期限を設けるべきとする意見。</li> <li>工事の着手届、完了届について、各々遅滞なく確実に提出すべきとする意見。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>ガイドライン第5条においては工事及び保守に関する標準的なルールを定めているところであり、設備事業者が定める標準実施要綱においても工事・保守に関する原則的な規定が設けられている。</p> <p>こうした原則にのっとり、届出の提出期限を含めた具体的な工事・保守の在り方に関しては、まずは当事者間で協議すべき事項と認識。</p>
<p><b>その他(ガイドラインの適用対象)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、ガイドラインの適用対象から除外すべきとする意見。</li> <li>安全確保を最優先とする鉄道事業への影響、ニーズが全くない実態を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象除外とすべきとの意見。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者・鉄道事業者】</p>	<p>ガイドラインは、事業者による線路敷設の円滑化を目的としており、電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、賃貸を目的とした鉄塔も引き続き対象とすることが適当であるとする。</p> <p>また、鉄道事業者についても、一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、引き続きガイドラインの対象とすることが適当であるとする。</p>
<p><b>その他(事業者によるガイドライン等の遵守)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時の書類提出に際し、内容を確認すべきとする意見(不備・漏れが多い)。</li> <li>照会回答後に取り消されたもの等は速やかに連絡すべきとする意見。</li> <li>ガイドラインの趣旨から逸脱した行為に対する社名公表等、行政指導を講じるべきとする意見。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備保有者が提供する設備を使用するにあたって、事業者は関係法令及びガイドライン等の規定を遵守すべきものと認識。</p> <p>個別の事案については、ガイドラインを踏まえ、当事者間で協議・検討を行うことが適切であるとするが、適切な申請書類の提出をはじめとするガイドライン遵守状況等については、今後も注視して参りたい。</p>
<p><b>その他(実態調査の要否)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年多大な労力を要している定期的な実績調査について、廃止すべきとする意見。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備の貸与実績が増加傾向にある一方で、調査申請に対する提供不可件数が依然として低下する傾向には至っていないことを踏まえれば、本実績調査は引き続き設備使用の状況を把握する上で必要なものであり、設備保有者と事業者の双方の協力を得ながら継続していく必要があると認識。</p> <p>なお、調査内容及び方法については、設備保有者及び事業者の事務負担の軽減に配慮しつつ、不断の見直しを行って参りたい。</p>

## ガイドライン改正の要否

- 平成24年度の実態調査の結果、設備の貸与実績は増加しており、また、事業者の申請に対し設備保有者が提供不可と回答した件数の割合についても、前回調査と比較して横ばい又は減少傾向となっていること
- 事業者及び設備保有者からの主な意見については、現行のガイドラインの規定により既に担保されており、個別具体的な事案に関するものが多く、一義的には当事者間で協議すべきものであること

から、平成25年度は、ガイドラインの改正は行わず、引き続き設備貸与の状況について注視をしていくこととする。

なお、本年6月に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）が交付から3ヶ月以内に施行される予定となっている。今後、同法の施行に伴い、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化が促進されることが考えられることから、これらが電柱・管路等の貸与状況にどのような影響を及ぼすかについてもあわせて注視していくこととする。